

東京消防庁が心肺蘇生を望まない終末期患者の救急搬送時の対応について判断基準を設ける。患者本人が事前に示していた意思の確認など、条件がそろえば蘇生を中止する方針で、来年度中の運用開始を目指す。医療倫理の専門家などで構成する同庁の諮問機関「救急業務懇話会」が2月、蘇生を望んでいないという患者の意思を家族らが示し、かかりつけ医らから患者の症状や意思について確認を取れば、蘇生を中止できると答申していた。今後は都の協議会で詳細な基準を検討する。

終末期患者 蘇生中止も

東京消防庁が判断基準

同庁では、現在は明確な基準がなく、救急隊員が対応に苦慮するケースもあった。同庁の調査によると、昨年7～8月の1カ月間で患者が心肺停止した事例は816例。このうち家族らが蘇生を求めない意思を示したのは11例で、かかりつけ医の指示などを受けて実際に蘇生を中止したのは5例だった。

救急搬送時、本人の意思尊重

全国的には蘇生中止は少数派だ。総務省消防庁が昨年実施したアンケートでは、蘇生中止を求められた際の対応方針を定めている全国332カ所の消防本部のうち、一定の条件下で蘇生を中止すると答えたのは約3割で、約6割が蘇生を継続するとした。

東京消防庁の調査によると、患者の延命を望まない意思を事前に確認していたのに、救急要請した例もあった。家族らは「動揺してしまっただけで、今が最期の時と分からなかった」などと理由を説明したという。救急業務懇話会の会長を務める東京曳舟病院の山本保博院長は「もしもの際にどうするかを普段から家族で相談してほしい」と話している。